

(申請方法)

大阪市の妊婦健康診査委託契約機関でない場合において、妊婦健康診査を受診した後に、申請書と必要書類を添えて、お住まいの区の保健福祉センター保健業務担当の窓口へ送付してください。送付の場合は、大阪市子ども青少年局子育て支援部管理課母子保健グループに提出してください。なお送付の場合は、書類が到着した日をもって申請日とさせていただきます。

なお、申請期限は、妊娠が終了した日から1年以内(大阪市の休日を定める条例第1条に規定する市の休日である場合は、その日以前の直近の市の休日でない日)になっておりますので、ご注意ください。

(記載上の注意)

1 申請者氏名は必ず妊婦健康診査受診者の氏名を記入してください。

2 訂正は「＝(二重線)」で訂正し、訂正箇所に署名してください。

3 振込先は、申請者と同じ口座名義人の口座を記入してください。

※ 委託医療機関・助産所において、妊婦健康診査受診時に受診票をお忘れになった場合は、「償還払い」の申請ができませんので、ご注意ください。

(申請時に必要な添付書類)

1 母子健康手帳の「出生届出済証明」及び「妊娠中の経過」のページのコピー

※ 子の保護者欄は、必ず記入の上、コピーしてください。

2 妊婦健康診査受診時に、受診票が使えなかった分の領収書(コピー不可)

※ 紛失等により領収書がない場合は、「大阪市妊婦健康診査実施証明書」が必要になります。

※ 領収書で妊婦健診代金が確認できない場合は、別途「大阪市妊婦健康診査実施証明書」が必要になる場合があります。

※ 領収書は、原本照合したのち、返却することもできます。(申し出が必要)

※ 医療機関・助産所で「明細書」が発行されている場合は、領収書と併せて提出お願いします。

3 使用することができなかった受診票

※ 医療機関等で検査結果等をなるべく記入していただいでください。(未記入の場合は、審査に時間がかかり、振込が遅れることがあります。)

4 申請日までに大阪市内に転出された方は、転出日の確認できる住民票(コピー不可)が必要になります。